

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年2月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：SICA 地域観光プロジェクト万博招へい事業（実施業務）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：SICA地域観光プロジェクト万博招へい事業（実施業務）

調達管理番号：24a00942

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとし

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年2月19日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：SICA地域観光プロジェクト万博招へい事業（実施業務）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年4月 ～ 2025年7月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 民間セクター開発グループ第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 2月 25日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 2月 26日 12時まで
3	質問への回答	2025年 3月 3日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年 3月 7日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年 3月 18日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/NqqU8Tcmvp>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
ます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00942_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。

⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	招へいの内容、訪問先、講師（訪問先対応者）、提供する日本側知見等の仮説やアイデア。	第4条 2.（2） ①、③
2	大阪・関西万博に合わせて開催する「SICA観光プロモーションイベント」の実施内容。	第4条 2.（ 2）②

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。

- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
- ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

中米統合機構（Sistema de Integración Centroamericana。以下、「SICA」）の加盟国が所在する地域（以下、SICA地域）では、地理的に狭隘な地域に規模の小さな国家が多く存在し、各国特有の開発課題が存在する一方、スペイン語や文化歴史的背景、小規模な人口などの共通点があり、共通した開発課題も多い。そのため、SICAは、便益が複数国間のサブリージョンにもたらされる「地域公共財」を産出することで、そうした国境を超える開発課題や地域共通の開発課題の解決に取り組んでいる。

SICA地域全体の観光産業振興と観光競争力の向上に向けて、中米観光統合事務局（以下、「SITCA」）及び各国観光省庁は、コミュニティにおける持続可能な観光地域づくりや観光地経営の能力強化に取り組んでいるが、現状、コミュニティ向けの観光地経営のための戦略作り、事業実施、組織運営等に関する知見はSITCAやSICA加盟国内で十分に集約、分析、浸透されていない状況である。更に、COVID-19によって経済的・社会的脆弱性が露呈したことで、自然・人的災害や気候変動等、観光産業に影響を与える様々なリスクに対し、コミュニティ主体で柔軟に対応できる強靱な観光地域経営能力強化の重要性が高まっている。

かかる状況を受け、競争力のある地域コミュニティと観光関連省庁の観光地経営能力を発展させるため、「SICA地域持続可能な観光/コミュニティベースドツーリズム振興のための能力強化プロジェクト」が要請され、2025年2月下旬に専門家の派遣が開始する予定である（参考資料として、別紙「案件概要表」を添付）。

今回、上記の技術協力プロジェクト関係者が、日本の観光産業の取組みについて理解を深めることを目的として、SICA地域各国の観光関連省庁関係者を2025年日本国際博覧会（以下、大阪・関西万博）開催に合わせて、招へいすることとした。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 実施時期、期間について

- 本招へいは大阪・関西万博会場への訪問を伴うことから、万博開催期間内に実施する。大阪・関西万博の開催時期・場所については、以下の通り¹。
 - 会場：夢洲（大阪市臨海部）
 - 開催期間：2025年4月13日（日）～10月13日（月）
- 招へい事業のプログラムについては、万博内のテーマウィークやイベント等、事前の情報収集・分析結果を踏まえて作成すること。

(2) 本業務の範囲について

想定される業務内容と役割分担は、表1のとおり。受注者の業務内容には、招へい事業の企画、実施及びそれに必要な手配の他、SICA各国及び関連機関との調整業務も含まれる。

表1：業務内容と役割分担

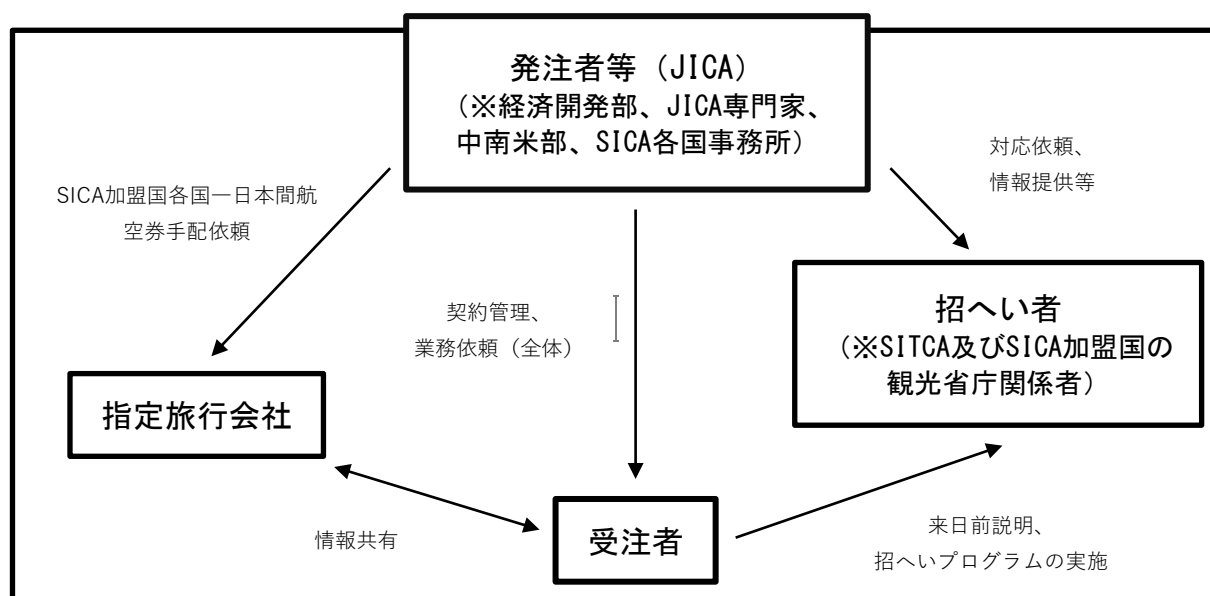
役割分担	想定される業務内容
受注者	来日時・帰国時の空港送迎（再委託）
	本邦における宿舎の手配（再委託）
	国内移動手配（再委託）
	通訳者の手配（再委託）
	来日者への各種手当等の支給
	来日者の引率
	来日日程中の簡単な通訳
	来日者及び関係者への各種伝達、連絡、報告、調整
	来日者への各種手当等の支給の代行
	来日日程中の病気・けが等各種事態への初動対応
	来日日程・カリキュラムの作成
	講師・面談者、見学・実習先等の手配
	カリキュラムに係る関連資料（教材、参考資料）等の作成
	来日者への来日前説明（日程・カリキュラム、宿泊・食事のアレンジ等）
	来日カリキュラム（講義、実習、視察・見学、面談等）の実施
	「SICA観光プロモーションイベント」の実施（再委託）
	実施報告書の作成
JICA	査証の手配
	国際航空券の手配

¹ 2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）基本計画
([expo2025_masterplan.pdf](#))

	海外旅行保険加入手続き
	来日候補者の人選

(3) 業務実施体制

- 本業務は日本での招へい事業であり、受注者の海外渡航は想定していないが、海外関係者との協議、取りまとめ等、国外との調整業務についても受注者が対応することとなる。
- 本業務は、JICA 経済開発部が発注者として契約管理及び全体的な業務依頼を行い、その一部を、現地で活動する JICA 専門家、中南米部、SICA 地域に所在する JICA 事務所（以下、「発注者等」）が補佐する。また、日本に渡航する SITCA 関係者及び SICA 加盟国の観光省庁関係者（以下、「招へい者」）は、JICA 役職員等を通じて受注者への依頼や情報提供を行う予定である（ただし、発注者からの依頼に基づき、必要に応じて受注者と JICA 外の関係者が直接連絡を取り合う場合もある。）。
- なお、SICA 加盟国各国—日本間の航空券の予約・発券、渡航に関する各種手続きの代行は、「外国渡航航空券購入及び付帯業務にかかる指定旅行会社の公募」に基づき、JICA と覚書を結んだ旅行会社（以下、「指定旅行会社」）が、JICA 経済開発部の依頼に基づいて行う。受注者は、必要に応じて指定旅行会社との間で情報共有（旅程の変更など）を行い、旅程変更等の情報更新を速やかに実施することとする。



第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) 招へい

本プロジェクトでは、招へいを実施する。

想定規模は以下のとおり。

目的・招へい内容	<p>本招へいの目的は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none">日本の観光関連組織や持続可能な観光地域づくりに取り組む市町村への視察等を通じて、SITCA、SICA 地域の観光省庁が、観光産業における行政の役割や民間企業との協働方法、及び、「持続可能な観光／コミュニティベースドツーリズム振興のための能力強化プロジェクト」を進める上で重要なテーマとなる「コミュニティベースドツーリズム」や「エコミュージアム構想」について理解を深める。大阪・関西万博での機会を捉え、SITCA 及び SICA 地域の観光省庁関係者が、万博内において SICA 地域の観光地域について PR する場を設け、日本国民の興味や関心等を高めることで、プロジェクト及び大阪・関西万博の活動の活性化に寄与する。 <p>また、上記の目的を達成するため、招へいの実施内容には、以下3つの項目を含める。</p> <ol style="list-style-type: none">① 大阪・関西万博への訪問② SICA 観光プロモーションイベントの開催③ 日本の地方観光地域の視察
実施回数	1回（2025年度、大阪・関西万博の実施期間中）
対象者	表2に記載の通り。
参加者数	表2に記載の招へい対象者に加えて、SITCAに派遣中のJICA専門家2名が招へい期間中に同行する予定。（参加者は、専門家含め合計13名を想定。）JICA専門家の情報については、表3に記載の通り。なお、本招へいに係る移動や宿泊等の手配には、上記専門家2名分も含めるが、専門家分の支払いは専門家が直接行う。
期間	約7～8日（移動日、休日含む）（予定）

表2：招へい対象者リスト（案）

No.	Natinoality 国籍	Organization	Position	接 遇 区 分	Place of Departure
1	ベリーズ Belize	ベリーズ観光・ディアスポ ラ関係省 Ministry of Tourism and Diaspora Relations of Belize	副大臣レベル Vice-Minister level - tentative	区分2	ベリーズ Belize
2	グアテマラ Guatemala	グアテマラ国家観光機関 Guatemalan Institute of Tourism	副大臣レベル Vice-Minister level - tentative	区分2	グアテマ ラ Guatemala
3	エルサルバド ル El Salvador	エルサルバドル観光省 Ministry of Tourism of El Salvador	副大臣レベル Vice-Minister level - tentative	区分2	エルサル バドル El Salvador
4	ホンジュラス Honduras	ホンジュラス国家観光機 関 Honduran Institute of Tourism	副大臣レベル Vice-Minister level - tentative	区分2	ホンジュ ラス Honduras
5	ニカラグア Nicaragua	ニカラグア国家観光機関 Nicaraguan Institute of Tourism	副大臣レベル Vice-Minister level - tentative	区分2	ニカラグ ア Nicaragua
6	コスタリカ Costa Rica	コスタリカ国家観光機関 Costa Rican Tourism Institute	副大臣レベル Vice-Minister level - tentative	区分2	コスタリ カ Costa Rica
7	パナマ Panama	パナマ国家観光機関 Tourism Authority of Panama	副大臣レベル Vice-Minister level - tentative	区分2	パナマ Panama
8	ドミニカ共和 国 Dominican Republic	ドミニカ共和国観光省 Ministry of Tourism of the Dominican Republic	副大臣レベル Vice-Minister level - tentative	区分2	ドミニカ 共和国 Dominican Republic
9	ホンジュラス Honduras	中米観光統合事務局 The Secretariat for Central American Tourism Integration	事務局長 Executive Secretary	区分2	ホンジュ ラス Honduras
10	グアテマラ Guatemala	中米観光プロモーション 機構 The Central American Tourism Promotion	事務局長 Executive Secretary	区分2	グアテマ ラ Guatemala

		Agency			
--	--	--------	--	--	--

(注) 接遇区分は確認中のため、変更の可能性あり。

表3：招へい同行者（JICA専門家）情報

No.	Natinoality 国籍	Organization	Position	接 遇 区分	Place of Departure
1	日本 Japan	中米観光統合事務局 The Secretariat for Central American Tourism Integration	JICA専門家 Expert	高級	エルサルバドル El Salvador
2	日本 Japan	中米観光統合事務局 The Secretariat for Central American Tourism Integration	JICA専門家 Expert	一般	エルサルバドル El Salvador

(注) 接遇区分は確認中のため、変更の可能性あり。

(2) 招へい実施に当たっての調整

SITCA 及び SICA 加盟国の観光省庁関係者の招へいに際し、以下の業務を実施する：

来日前の準備業務

- 詳細な日程表の作成と共有
- 研修カリキュラムの調整と確定
- 宿泊施設の手配（ホテルの予約、部屋タイプの確認等）
- 食事の手配（食事制限の確認、レストランの予約等）

来日前のブリーフィング

- オンラインミーティングによる事前説明の実施
- 持ち物や注意事項の説明
- 緊急連絡先の共有
- 天候や適切な服装に関する情報提供

その他の調整業務

- 参加者からの質問・要望への対応
- 各関係機関との連絡調整
- 必要に応じた通訳の手配

これらの業務を通じて、招へいプログラムが円滑に進行するよう、万全の準備態勢を整える。

(3) 招へいを含む実施内容

本招へいのねらいは、SICA加盟国の観光省庁要人及び関係者が、大阪・関西万博への訪問を通じて、日本のインバウンド施策や地方誘客施策を学び、SICA各国におけるコミュニティ観光の推進と、「持続可能な観光／コミュニティベースドツーリズム振興のための能力強化プロジェクト」実施のオーナーシップ向上を図ることにある。そのために、以下の実施内容を検討する。

① 大阪・関西万博への訪問

SICA加盟国の観光省庁要人及び関係者が、大阪・関西万博に合わせて来日し、日本のインバウンド施策や地方誘客施策を学ぶことで、SICA各国におけるコミュニティ観光の推進と案件実施のオーナーシップ向上を目指す。特に、インバウンド観光の成功事例を学ぶため、大阪・関西万博会場及びその関連地域を訪問し、将来に有用な教訓・知見を得るための視察を実施する。SICA各国におけるコミュニティ観光の推進及び技術協力プロジェクト実施における対象国のオーナーシップ向上を図るため、万博開催に伴う日本のインバウンド施策や「まちごと万博」²、地方誘客施策を学ぶプログラムを企画する。また、SICA地域8カ国のうち、大阪・関西万博への参加を表明している国については、大使館等と連携した広報活動を検討し、SICA地域の認知度向上と観光促進に寄与する。

② SICA 観光プロモーションイベントの開催³

大阪・関西万博への訪問に合わせて、万博会場または周辺地域において、SICA地域の知名度向上及び観光訪問者増加を目的とした広報イベントを実施する。本イベントを通じて、SICA地域に対する理解・知名度の向上を図るとともに、JICA事業に対する日本国民への周知を促進し、大阪・関西万博の盛り上がり貢献する。イベント内容としては、SICA各国の文化・観光資源の紹介、観光プロモーション素材の展示、現地関係者との交流機会の提供等を検討する。

③ 日本の地方観光地の視察

招へい期間中に、日本の地方観光地(日程に応じて1カ所程度)を視察し、持続可能な観光やコミュニティベースドツーリズム、エコミュージアム構想、地方誘客施策等を学ぶプログラムを企画する。視察先としては、持続可能な観光開発や地域活性化の成功事例が豊富な地域を選定し、SICA各国の観光政策に応用可能な知見を提供する。具体的には、地域住民との対話

² [まちごと万博 | 自分のまちを、もうひとつの万博会場に。](#)

³ 招へいを含む内容の②について、以下のとおりプロポーザルで提案してください。

②：開催場所、対象者（ターゲット及び参加人数）、プログラム等の具体的な実施内容、効果的な実施方法について（招へい全体のスケジュールに整合するように作成すること）。また、提案の検討に当たっては、SICA地域に対する理解・知名度の向上、JICA事業に対する日本国民への周知の促進にも貢献するよう留意してください。

や現地視察を通じて、観光資源の活用方法や持続可能な観光モデルを学ぶ機会を設ける。

以上の実施内容を通じて、SICA加盟国の観光省庁要人及び関係者が、日本の先進的な観光施策を学び、自国における観光政策の推進に役立てることを期待する。また、本プログラムを通じて、日本とSICA地域間の観光交流の促進及び相互理解の深化を図る。

(4) その他

① 収集情報・データの提供

- ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROMに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

本業務では当該項目は適用しない

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	1部
			CD-R	1部

- 業務完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) 業務完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。なお、報告書には以下の内容を含めるこ

と。

- ① 本招へい事業及びSICA観光プロモーションイベント実施による、日本（大阪・関西万博）並びにSICA地域への効果の分析
- ② 本招へい事業を踏まえた、「SICA地域持続可能な観光/コミュニティベースツーリズム振興のための能力強化プロジェクト」及びJICAに対する今後の協力活動の提言

2. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、本邦での再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	受入業務・監理業務	・国内移動、宿泊先の手配 ・食事の手配 ・訪問先入場料、拝観料の手配 ・同行案内人の手配 等	1回	定額計上
2	「SICA観光プロモーションイベント」の実施	・イベントの実施、運営、広報等	1回	定額計上

第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表（2024年7月作成）

1. 案件名（国名）

国名：中米観光統合事務局（SITCA⁴）加盟8カ国⁵

案件名：

（和文）SICA地域持続可能な観光/コミュニティベースドツーリズム⁶振興のための能力強化プロジェクト

（英文）Project of Capacity Building for the Promotion of Sustainable and Community Based Tourism in the SICA Region

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における観光開発の現状・課題及び本事業の位置付け

中米統合機構（Sistema de Integración Centroamericana。以下、「SICA」）の加盟国が所在する地域（以下、SICA地域）では、地理的に狭隘な地域に規模の小さな国家が多く存在し、各国特有の開発課題が存在する一方、スペイン語や文化歴史的背景、小規模な人口などの共通点があり、共通した開発課題も多い。そのため、SICAは、便益が複数国間のサブリージョンにもたらされる「地域公共財」を産出することで、そうした国境を超える開発課題や地域共通の開発課題の解決に取り組んでいる。

観光セクターは、他地域と同様、新型コロナウイルス感染症の影響を最も大きく受けたセクターであり、World Travel & Tourism Council⁷（WTTC）によると、全世界における2020年の観光損失額は4.9兆米ドル（前年比50.4%減）、6,200万人の雇用損失と試算している。他方で、SICA地域における観光・旅行セクターは2021年以降コロナ禍からの回復傾向を示しており、2023年のGDPに占める観光業の割合は13.9%で、世界平均である9.1%を上回ったと共に、2024年以降もSICA加盟国8ヶ国全てで観光産業は成長すると推測されている。

SICA地域における観光・旅行産業収入、及び、全GDPのうち同産業が占める割合

		ベリーズ	グアテマラ	ホンジュラス	エルサルバドル	ニカラグア	コスタリカ	パナマ	ドミニカ共和国	SICA全体
2023年	観光・旅行収入 (USD BN)	0.95	5.4	3.6	5.0	1.70	8.2	12.9	18.7	56.45 (総計額)
	GDPのうち観光・旅行産業の割合 (%)	30.8%	5.4%	10.5%	14.5%	9.9%	9.3%	15.2%	15.3%	13.86% (8ヶ国平均)
2024	観光・旅行収入 (USD BN)	0.99	5.6	3.7	5.3	1.8	9.0	13.5	19.4	59.29 (総計額)

⁴ (西)Secretaría de Integración Turística Centroamericana

⁵ 中米・カリブ地域の8カ国（パナマ、ベリーズ、グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ、ドミニカ共和国）が加盟

⁶ 観光資源を地域コミュニティが主体的・自律的に発掘・運用・管理する地域主導型の観光開発手法。以下、「CBT」とする。

⁷ [Travel & Tourism Economic Impact | World Travel & Tourism Council \(WTTC\)](#)

	GDPのうち観光・旅行産業の割合 (%)	31.6%	5.5%	10.7%	15.2%	10.3%	9.9%	15.3%	15.1%	14.20% (8ヶ国平均)
2034年予測	観光・旅行収入 (USD BN)	1.3	8.0	6.0	6.3	2.5	15.0	19.1	27.0	85.2 (総計額)
	GDPのうち観光・旅行産業の割合 (%)	33.8%	5.8%	11.8%	15.3%	11.3%	12.6%	15.0%	13.7%	14.91% (8ヶ国平均)

SICA⁸は、1991年、中米地域の統合と地域的な平和、自由、民主主義と開発を達成することを目的として設立され、地域統合を促進するための活動を行っている。現在SICAの関連組織である中米観光統合事務局 (Secretaría de Integración Turística Centroamericana、以下、「SITCA」) は、1965年に広域観光協議会 (Consejo Centroamericano de Turismo (CCT)) の常設組織として創設され、ニカラグアに本部が設置されている。観光セクターの地域的統合と競争力の発展に関する協議会の運営機関として機能すると同時に、SICA地域における持続可能な観光開発のための戦略的計画の実施調整、国際協力の管理、閣僚協定のフォローアップ、中米の観光に関する情報発信⁹の役割を担っている。また、SITCA加盟国が承認した「持続可能な観光開発のための戦略的計画2021-2025」 (PEDTS) では、4つの戦略分野が制定されている。

持続可能な観光開発のための戦略的計画2021-2025 (PEDTS)

戦略分野 1	統合と観光政策
戦略分野 2	プロモーションとマーケティング
戦略分野 3	品質と競争力
戦略分野 4	官民の組織、調整、連携強化

更に、SITCAは観光開発が持続的に継続するための一手段として、「持続可能な品質統合システム」 (Sistema Integrado de Calidad y Sostenibilidad Turística。以下、「SICCS」) を有しており、環境配慮・社会的配慮を配慮している中小零細企業を認証していると共に、「観光分野における専門知識醸成のための新コース」 (Cursos Emergentes de Formación Especializada en Turismo。以下「CEFESTUR」) を有し、SICA地域の観光産業者向けの能力強化を目的として、オンラインコースやプラットフォームを運営している。

また、中小零細企業地域振興センター (Centro Regional de Promoción de la Micro, Pequeña y Mediana Empresa。以下「CENPROMYPE」) や中米女性大臣審議会 (Consejo de Ministras de la Mujer de Centroamérica y República Dominicana。以下「COMMCA」)

⁸ エルサルバドルにはSICA事務総局 (以下、「SG-SICA」) が所在しており、首脳会合の調整、実施、合意事項のフォローアップやSICA加盟国間での地域協力を促進している。主要分野は防災・気候変動、治安、経済統合、社会統合、地域組織強化。

⁹ SICA地域の広報については、SITCAと中米観光振興機構 (Agencia de Promoción Turística de Centro América。以下、「CATA」) が共同で実施。スペイン政府の支援により、主にヨーロッパからの観光客受け入れの促進を図ることを目指して16年前に設立。CCTと中米観光商工会議所連合 (FEDECATUR) の官民連携によって運営。中米各国の商工会議所をメインのカウンターパートとして、民間セクターの活動を促進する事業を実施。 [Visita Centroamérica y conoce todos nuestros secretos \(visitcentroamerica.com\)](http://visitcentroamerica.com)

と協働¹⁰¹¹を進めている。

上記の通り、SICA地域における観光産業は経済的成長が継続することが見込まれており、かつSITCAはSICA地域全体の観光産業振興と競争力の向上に向けて関連機関と協力しながら戦略を実行している。次世代に渡り持続可能な観光地を実現することによって、地域の魅力度向上、観光消費額及び観光収入の増加、生産性の向上、女性の経済的自立、地域の誇りや愛着の向上、環境保全・保護に対する意識醸成や体制確立等が期待される。SICA地域においても、コミュニティにおける持続可能な観光地域づくりや観光地経営の能力強化が求められているが、現状コミュニティ向けの観光地経営のための戦略作り、事業実施、組織運営等に関する知見はSITCAやSICA加盟国内で十分に集約、分析、浸透されていない状況である。更に、COVID-19によって経済的・社会的脆弱性が露呈したことで、自然・人的災害や気候変動等、観光産業に影響を与える様々なリスクに対し、コミュニティ主体で柔軟に対応できる強靱な観光地域経営能力強化の重要性が高まっている。

このため、競争力のある地域コミュニティと観光関連省庁の観光地経営能力を発展させるため、「SICA地域持続可能な観光/コミュニティベースドツーリズム振興のための能力強化プロジェクト」（以下「本事業」という。）が要請された。

（2）SICAの観光開発に対する我が国及びJICAの協力方針・課題別事業戦略における本事業の位置付け

2005年8月に東京にて開催された「日本・中米首脳会談」で採択された「東京宣言」及び「行動計画」を受け、JICAは二国間協力を中心にSICA加盟各国に対する協力を推進してきた。その後、地域協力が継続され、2022年にはSICA-JICAアクションプラン2021-2025（5か年計画）が策定され、対SICA地域協力の6つの重点分野（①物流・ロジスティクス、②環境・気候変動、③女性の経済的自立支援、④持続的な観光開発、⑤農業・農村開発、⑥南南協力・三角協力の推進）に則した協力を実施していくことで合意した。

本事業は、観光セクターに従事する中小零細企業の能力向上とネットワーク構築を支援することでSICAの観光振興に資するもので、観光産業に従事する女性の経済的自立に資する期待も高く、本事業は上記のSICA-JICAアクションプラン2021-2025に合致している。

また、本事業は、JICAの課題別事業戦略である「民間セクター開発グローバル・アジェンダ」で掲げる観光関連産業の振興を目指す方針にも合致すると共に、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール8「包摂的で持続可能な経済成長とディーセント・ワーク」のターゲット 8.9「2030年までに雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する」の達成にも寄与する。同様に、2017年に開催された第22回国連世界観光機関総会では、観光開発が17のすべてのSDGsに関連する可能性があることが確認されている。上記の理由により、本事業を実施する意義は大きい。

（3）他の援助機関の対応

¹⁰ SITCAとCENPROMYPEは2021年に共同ロードマップを作成しており、CENPROMYPEを中心に、観光産業に従事する中小零細企業向けのデジタル・革新分野に関する技術的支援並びに財政援助を実施している。

¹¹ SITCAとCOMMCAは「SICAジェンダー平等・公平のための地域政策」及び「SICA地域における地方女性の経済的エンパワメントのためのアジェンダ」に基づき協働している。

① アメリカ合衆国

現バイデン政権（2021年～）は、中米¹²移民の削減に向けた支援を「Root Cause戦略」としてまとめており、中米諸国の貧困や汚職、犯罪などを複合的かつ根本原因と位置付け、戦略に五つの重点項目を掲げている。そのうち『経済的不安と不平等への対処』の項目では、中小企業、若者、女性等のグループに対する多面的支援プログラムを実施及び強化することが示されている。また、米国国際開発庁（USAID）は、安全かつ秩序ある国境管理に向け、2021年2月の大統領令のもと中米地域戦略（CARI）を策定し、中米諸国に対する包括的支援を実施している。

② 台湾¹³

台湾の資金援助（375,000米ドル）のもと、SITCAおよびCATAIは2021年から「中米観光振興と統合強化プロジェクト（フェーズ3）」を実施している。SICA地域における観光部門の能力強化、及び、観光衛星アカウント¹⁴を整備するための能力強化を実施している。

③ スペイン

スペイン国際開発協力庁（AECID）¹⁵は、同国の国際開発協力政策の実施機関で、SG-SICAと2001年に覚書を締結し、2002年に最初の地域協力プログラムを開始した。さらに、援助の有効性を向上させることを目的として、2006年にスペイン-SICA基金を設立し、政策・戦略立案支援と共に財政的支援を実施している。また、2012～2013年にはSICGSの設立を支援するとともに「コーヒー回廊」や「コロニアル文化・火山観光回廊」の設立プロジェクトを実施し、47つの観光商品（パッケージ）の造成を支援したとともに、SICA地域に所在する約600の中小企業零細企業を支援した¹⁶。

3. 事業概要

（1） 事業目的

本事業は、SICA地域において、地域全体の観光振興のための観光省庁関係者及び事業者の能力強化、活動支援、及び域内での知見共有を行うことにより、SICA-SITCAと連携しつつ、加盟国における持続可能な観光の促進能力強化を図り、以って、SICA地域における環境・社会・経済が調和された観光産業の育成と持続可能な経済開発に寄与するものである。

（2） プロジェクトサイト／対象地域名

SITCA加盟の8カ国（エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ベリーズ、

¹² Root Cause 戦略では、特にエルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラスからの移民に重点をおく。

¹³ 台湾との関係は1972年の日中共同声明にあるとおりであり、非政府間の実務関係として維持されている。[台湾基礎データ | 外務省 \(mofa.go.jp\)](https://www.mofa.go.jp/ai/region/taiwai/)

¹⁴ 観光産業の国際的評価に使用される経済的指標のデータベース [Cuenta satélite de turismo: Recomendaciones sobre el marco conceptual | World Tourism Organization \(e-unwto.org\)](https://www.unwto.org/)

¹⁵ <https://www.aecid.es/en/>

¹⁶ Evaluación Programa. Apoyo a la Integración Turística Centroamericana Fondo España SICA/SITCA por Lic. Mercedes Meléndez de Mena, 12 de marzo de 2018

ニカラグア、パナマ、コスタリカ、ドミニカ共和国)

(3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

SITCA加盟国の関係者

- ・ 各国で選定されたコミュニティの関係者
- ・ 各国の観光省庁および政策実施機関

(4) 総事業費 (日本側)

約2億円

(5) 事業実施期間

(予定) 2024年11月～2028年11月 (計48か月)

(6) 事業実施体制

(ア) 実施機関

- ・ SITCA
- ・ SITCA加盟8カ国の観光省庁

(イ) 連携機関 :

- ・ SG-SICA
- ・ CATA
- ・ 中小企業振興センター (CENPROMYPE)
- ・ 観光商工会議所連合 (FEDECATUR)
- ・ 中米女性大臣審議会 (COMMCA)
- ・ 中米環境開発委員会 (CCAD)

(7) 投入 (インプット)

1) 日本側

① 専門家 :

- ・ チーフ・アドバイザー/観光開発広域支援
- ・ 研修管理/業務調整
- ・ ローカルコンサルタントA (加盟国地域から選定、ニカラグアに配置想定)
- ・ ローカルコンサルタントB (加盟国地域から選定、グアテマラに配置想定)
- ・ ローカルコンサルタントC (加盟国地域から選定、ドミニカ共和国に配置想定)

② 研修員受入 : 本邦研修及び第三国研修

③ 機材供与 : 印刷機等

2) SITCA側

① SITCAにおけるカウンターパート (プロジェクトコーディネーター) の配置

② 日本人専門家の執務室の提供

③ その他専門家の現地受け入れ等にかかる手配等

- ④ ローカルコンサルタントの現地活動に係る協力
- ⑤ プロジェクト実施にかかる必要経費

3) 各国観光省側

- ① 各国におけるカウンターパートの配置
- ② 日本人専門家及びローカルコンサルタントの現地活動に係る協力

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

2017年1月に国連観光機関（UN Tourism）と締結した協力覚書（MoC）に基づき、観光を通じたSDGの達成について共同研究を現在実施中である。共同研究の成果として「観光プロジェクトのための指標ツールキット¹⁷」を完成させた。このツールキットは、観光開発のプロジェクトが如何にSDGs達成に寄与しているのか検証できる指標を取りまとめたものであり、国際開発協力機関やプロジェクト実施団体（自治体、DMOs、観光事業者等）に提示し、観光によるSDGs達成を後押しすることを目指している。今後スペイン語版の完成が予定されているところ、本プロジェクト実施にあたっては、ツールキットの柔軟かつ積極的活用を検討する。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

他機関の活動については2.（3）に記載のとおり。いずれも本事業との具体的な連携は予定していないものの、適宜情報収集や意見交換を行い、支援内容の重複の防止及び相乗効果の発現に努める。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特になし

3) ジェンダー分類：【対象外】

(10) その他特記事項

- 1) 安全対策：2024年7月時点の「外務省海外安全情報」において、グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、パナマの4カ国が、危険情報レベル2以上の地域を含んでおり、また、「JICA安全対策措置」においては、パナマが安全管理部長承認地域を含んでいる。治安リスクが高い地域が含まれることから、案件実施時は下記に留意する。

- パイロット・コミュニティの選定時、JICAの安全管理上専門家の移動及び現

¹⁷ 英語名称は「Achieving the Sustainable Development Goals through Tourism – Toolkit of Indicators for Projects (通称TIPs：ティップス)」2023年7月に英語版、2024年1月に日本語版が完成済。

地活動が困難とならないコミュニティが選定されるよう、SITCA 及び各国観光省庁に働きかけると共に、関係者の理解を得る。

- 「外務省海外安全情報」の危険レベル 2 以上、又は「JICA 安全対策措置」の安全管理部長承認地域に含まれるコミュニティがパイロット・コミュニティとして選定された場合は、最新の治安情報を JICA 事務所、安全管理部、大使館関係者、現地公的機関等から入手した上で渡航の是非及び時期を検討する。また、現地活動時は事務所関係者と常時連絡が可能となるよう体制を確保すると共に、行動規範を遵守する。

- 2) パイロット・コミュニティの選定基準：活動 1-1～1-4 により選定基準を確定するが、選定基準（案）は以下のとおり。なお、各国によって「コミュニティ」の定義が異なることが予想されるため、対象コミュニティの規模感や範囲についても調査と関連機関との協議により関係者間で認識を合わせることとする。

【対象コミュニティの選定基準（案）】

- 各国観光省庁が、当該コミュニティにおける開発ニーズを明言していること。
- 観光振興を主たる目的として組織化されたグループがコミュニティ内に存在しており、様々なアクターを連携しつつ当該コミュニティの観光振興を牽引していること。（「組織化されたグループ」の例：DMO、DMC、自治体の観光部局、観光省庁の地域事務所、NGO、観光商工会議所等）
- 組織化されたグループが、本プロジェクト実施のために必要な予算（プロモーション実施経費等）及び人的資源を保持していること。
- 組織化されたグループによって、コミュニティ内で環境保護・保全の取組が実施されていること。
- コミュニティ内の組織（上記の「組織化されたグループ」、若しくはコミュニティ内で活動する観光事業者等を指す。）によって観光商品・サービスが造成されており、一定の収益を上げていること。
- コミュニティが女性を含む社会的脆弱層（先住民族等）のエンパワメントを重視していること、若しくはプロジェクト実施によって女性を含む社会的脆弱層（先住民族等）の社会進出促進が期待されること。
- JICA の他事業（技術協力事業、海外協力隊事業等）との連携可能性が期待できること。
- 当該コミュニティは、JICA 専門家が業務を遂行するために支障なく移動可能な場所に所在しており、選定時点で JICA 安全対策措置において業務渡航禁止の地域に含まれていないこと。

4. 事業の枠組み

- (1) 上位目標：SICA 地域における持続可能な観光開発推進のため、コミュニティレベルの観光関係者の競争力と観光地経営能力の向上に貢献する。
- (2) プロジェクト目標：SICA 地域における持続可能な CBT 推進のため、競争力のある地域コミュニティと観光関連省庁の観光地経営能力を発展させる。
- (3) 成果

- 成果 1 : 持続可能なCBTの概念に基づき、パイロット・コミュニティの観光地域経営能力が強化される。
- 成果 2 : SICA地域における観光マーケティング、ブランディング、プロモーション能力が強化される。
- 成果 3 : CBTガイドラインがSICA地域で作成される。

(4) 主な活動

- 活動 1-1 : 「持続可能な観光」と「CBT」の共通のコンセプトとイメージ、各国のパイロット・コミュニティの選定基準を定義する。
- 活動 1-2 : 各国のCBT関連戦略に基づき、活動 1-1 で定義された各基準の配点を定義する。
- 活動 1-3 : 活動 1-1 と 1-2 で設定した選定基準と配点に従って、各国ごとに2~3コミュニティをパイロット候補として選定する。
- 活動 1-4 : 選定基準をもとにパイロット・コミュニティ（各国 1 か所）が選定される。
- 活動 1-5 : 選定されたパイロット・コミュニティについて、(1) 人的資源、CBT管理体制及び組織、(2) パイロット・コミュニティにおける潜在的観光資源を調査する。
- 活動 1-6 : 第三国研修の実施国候補を 3 か国選定し、パイロット・コミュニティに対し研修を提供できるよう、現地のファシリテーターを養成する。
- 活動 1-7 : 本邦研修と第三国研修に参加する研修員を選定する。
- 活動 1-8 : 研修にて、各コミュニティごとに(1) アクションプラン、及び、(2) 「TIPs」を用いたモニタリング指標が策定される。
- 活動 1-9 : パイロット・コミュニティにおけるアクションプランの達成を支援する。
- 活動 1-10 : パイロット・コミュニティにおけるアクションプランの進捗状況を確認し、フォローアップする。
- 活動 1-11 : パイロット・コミュニティにおいて、コンテストを実施し、優れた結果を出したコミュニティを選出・表彰する。

- 活動 2-1 : SICA地域においてCBTを推進し、本プロジェクトの進捗状況を発信するためのデジタル・プラットフォームを構築・維持する。
- 活動 2-2 : パイロット・コミュニティにおける観光マーケティング、ブランディング、プロモーションの現況を把握、評価、分析する。
- 活動 2-3 : 地理的、自然的、文化的特性を考慮した「SICA地域」としてのマーケティング、ブランド、プロモーションの状況を特定、評価、分析する。
- 活動 2-4 : 民間セクターと連携し、「SICA地域」を一つのブランドとしてプロモーションイベントを実施する。
- 活動 2-5 : 日本万国博覧会に関連した日本市場向け観光プロモーションイベントを開催する。
- 活動 2-6 : 活動 2-1、2-2、2-3、2-4 に基づき、SICA地域における観光マーケティング、ブランディング、プロモーションの実践的手法を整理する。

- 活動 3-1 : SICA地域内でCBTガイドラインを作成するため、既存のリソースを特定、

評価、リストアップする。

活動3-2：各国の観光関係者の利益に資するガイドラインの活用想定案を提案する。

活動3-3：SICA地域内におけるCBTガイドラインの記載内容案を提案し、SICA域内観光省庁、SITCA、JICA間で暫定合意する。

活動3-4：パイロット・コミュニティにおけるアクションプランの進捗状況を定期的にモニタリング・フォローアップし、(1)得られた教訓、(2)CBT振興のための共通項を分析する。

活動3-5：活動3-4の結果を、3-1、3-2、3-3の結果も考慮しながら、SICA地域におけるCBTガイドライン案としてまとめる。

活動3-6：ガイドライン案をCCTに提出するとともに、SICA地域、各国、国内地域レベルでの利用を提案する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・SITCA及び各国観光省内で、活動実施や体制維持に必要な人員が適切に配置される。

(2) 外部条件

- ・SITCA及び各国観光省のCBT振興ニーズが継続／拡大する。
- ・SITCA及びSICA加盟国が、持続可能な観光開発を優先課題として維持する。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

JICAは2007年～2021年度に観光分野関連の技術協力をドミニカ共和国にて実施した。「北部地域における持続的なコミュニティを基礎とした観光開発のためのメカニズム強化プロジェクト」（2016年～2021年）では、「官民協力による豊かな観光地域づくりプロジェクト」（2009年～2013年）によって構築された地域性を取り入れた観光振興の経験を活用し、北部地域の14県において、地域資源を活用したCBT推進のための活動計画の策定、実施を支援した。

本事業の実施にあたっては、ドミニカ共和国にて蓄積されたグッドプラクティス及び成功要因（①複数のリーダー¹⁸の存在、②チームメンバー間の互恵的な集まりである、③外部資金に依存しない自立的な組織である、④公平な利益・コスト配分が目指されている）について、適用可能な部分を本事業に活用する。

JICAが過去に実施したドミニカ共和国向け観光開発分野の協力一覧

協力一覧	実施期間	協力形態
国家エコツーリズム開発計画調査 ¹⁹	2007-2010	開発調査

¹⁸ 各コミュニティでは中心で活動する複数の人物が存在していたが、従来から有る文化やコミュニティのつながりを維持しつつ、新たな課題を乗り越えていく多様なリーダーの存在が観光振興には不可欠であった。リーダーは「地域の外や海外の事情に通じながらも、地域の人々の感情を理解し、自分の思いを人々に伝えることができる人」であり、「コミュニティの内と外の両方に通じた人」である傾向が多かった。

¹⁹ https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11999430_01.pdf

官民協力による豊かな観光地域づくりプロジェクト ²⁰	2009-2013	技協
北部地域における持続的なコミュニティを基礎とした観光開発のためのメカニズム強化プロジェクト ²¹	2016-2021	技協

また、JICAは2018年度からペルーにおいて「ウトウクバンバ渓谷上流地域における文化的景観の持続的な開発促進プロジェクト」を実施中である。左記事業は、エコミュージアム構想に基づき、観光圏の構築、観光地の地域経営体制の構築と維持管理能力の強化、観光関連ビジネスの促進を推進している。案件終了後はエコミュージアム振興のためのマニュアルを策定予定である。本事業の実施にあたっては、策定予定のマニュアル及び事業実施から得られた知見やグッドプラクティスを活用する。

7. 評価結果

事前評価無し

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業完了3年後 事後評価

以上

²⁰ [官民協力による豊かな観光地域づくりプロジェクト | ODA見える化サイト \(jica.go.jp\)](http://jica.go.jp)

²¹ [北部地域における持続的なコミュニティを基礎とした観光開発のためのメカニズム強化プロジェクト | ODA見える化サイト \(jica.go.jp\)](http://jica.go.jp)

共通業務内容

1. 業務計画書作成／改定

- 受注者は、業務計画書を作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。

2. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

3. 業務完了報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（3号）】

① 対象国及び類似地域：中米統合機構（SICA）加盟国（グアテマラ、エルサルバドル、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス、パナマ、ベリーズ、ドミニカ共和国）

② 語学能力：スペイン語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

本業務は、2025年4月中に契約を開始し、2025年7月中に契約終了想定です。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途

約 2.50 人月（現地渡航の予定なし）

（3）再委託

以下の業務については、本邦での再委託を認めます。

— 受入業務・監理業務

— 「SICA観光プロモーションイベント」の実施

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場

合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

8,366,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

本案件は定額計上があります（10,500,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	受入業務・監理業務	第2章第6条	8,000,000円	受入・監理業務 ・宿泊費 ・食費代 ・国内航空賃・鉄道運賃等 ・車両借上料 ・同行者及び通訳関連 ・入場料・拝観料等	再委託
2	「SICA 観光プロモーションイベント」の実施	第2章第4条2. (2) ②	2,500,000円	「SICA 観光プロモーションイベント」の実施経費	再委託

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制(本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)